

第二百二十六号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十三条中「土地」の下に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改める。

附則第十四条第四号及び第五号を次のように改める。

四 法附則第十五条第二十四項第一号 三分の一

五 法附則第十五条第二十四項第三号 二分の一

附則第十四条に次の一号を加える。

十三 法附則第十五条の十一第一項 三分の一

附則第十五条第一項中「附則第七条第三項」を「附則第七条第六項」に改め、同条第二項中「附則第七条第四項」を「附則第七条第七項」に改め、同条第三項中「附則第七条第七項」を「附則第七条第十項」に、「附則第七条第九項」を「附則第七条第十二項」に、「附則第七条第十項」を「附則第七条第十三項」に、「附則第七条第十一項」を「附則第七条第十四項」に、「附則第七条第十二項」を「附則第七条第十五項」に、「附則第七条第十七項」を「附則第七条第二十項」に、「附則第七条第十九項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条第四項中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第二十項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二百二十三条の改正規定及び次項の規定 令和九年四月一日
 - 二 附則第十五条第一項から第四項までの改正規定 令和十一年四月一日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東京都都税条例（以下「新条例」という。）第二百二十三条の規定は、令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第十四条第四号及び第五号の規定は、令和八年四月一日以後に新たに取得された地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）附則第十五条第二十四項第一号及び第三号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第十四条第十三号の規定は、令和八年四月一日以後に法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。